

P T A 規 約

〈 規 約 〉

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本会は、関市立関商工高等学校 P T A (以下「本会」という。)と称する。
本会は、関市桐ヶ丘 1 丁目 1 番地 関市立関商工高等学校内に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、保護者と学校職員(以下「職員」という。)と協力して、家庭と学校と社会とにおける生徒の幸福な成長を図るを目的とする。

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本校教育の充実、発展に寄与する。
- 2 学校・家庭間の緊密な連絡を図る。
- 3 生徒の福利を増強するとともに、生活指導を推進する。
- 4 職員の研修を助成する。
- 5 その他必要と認める事項。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とするような事業は行わない。
3 学校管理や教員人事には関与しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は、関市立関商工高等学校に在籍する生徒の保護者と本校職員とする。
2 本会からの退会については、下記のとおりとする。
(1) 自動退会 卒業または退学等により、会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもち退会とする。退会届の提出の必要はない。
(2) 任意退会 自由意思により退会する者は、退会届を提出する。
- 第 6 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「関市立関商工高等学校 P T A 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 5 章 役 員

- 第 7 条 本会の役員は、次のとおりとする。
- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 名誉会長 | 1 名 (校長) |
| 2 | 会 長 | 1 名 (保護者) |
| 3 | 副 会 長 | 4 ～ 7 名 (保護者) |
| 4 | 幹 事 | 5 名 (副校長・事務長・全日制教頭・定時制教頭) |
| 5 | 庶 務 | 4 ～ 6 名 (保護者) ・ 2 名 (職員) |
| 6 | 会 計 | 3 ～ 5 名 (保護者) ・ 1 名 (職員) |
| 7 | 監 査 | 3 ～ 5 名 (保護者) ・ 1 名 (職員) |
- 第 8 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 役員の仕事

- 第 9 条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- 1 名誉会長は、会長の諮問に応じた意見をのべる。
 - 2 会長は、本会を代表し、会務を総括してその責に任ずる。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。会長に事故のあるときはその仕事を代行する。
 - 4 幹事は、会長の指示に従って、会務を処理する。
 - 5 庶務は、庶務を整理し、その記録を整理保管する。
 - 6 会計は、会計事務を処理報告し、その記録を整理保管する。
 - 7 監査は、当該年度の会計を監査し、総会で報告する。
- 第 10 条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は、本会の活動に重大なことが生じた場合、会長の求めに応じて参画し、目的達成を支援する。顧問は、総会にはかかって会長がこれを推す。

第 7 章 総 会

- 第 11 条 総会は、正会員を持って構成され、本会の最高決議機関である。ただし、緊急を要する事項に関しては執行機関に付託することができる。実行委員会で決議された事項については、

総会に報告しなければならない。

第12条 総会は、毎年1回開催することを原則とする。

第13条 総会は、定足数は全会員の二分の一(委任状を含む)とし、議決は多数決による。

第8章 役員会・委員会

第14条 本会には、役員会及び委員会をおく。

1 役員会 役員会は会長が招集し議長となる。

構成 本会の役員をもって構成する。

任務 (1) 実行委員会の上程議案を作成する。
(2) 実行委員会開催のいとまのない場合はこれに代行することができる。
ただし、次期実行委員会において承認を得なければならない。

2 実行委員会 実行委員会は、会長が招集し議長となる。

構成 (1) 役員

任務 (1) 役員会上程議案の審議と承認
(2) 総会に提出すべき議案の審議と作成
(3) その他必要事項
(4) 緊急を要する場合は、本会において処理し、次期総会において、承認を受けなければならない。

3 役員候補者選考委員会

構成 実行委員より若干名、職員2名とし実行委員会において選出する。(委員長は互選)

任務 役員候補者(監査委員を含む)を選考し、総会の承認を受ける。

4 監査委員会

構成 監査委員3名(保護者)

任務 会計および会務を監視し、その結果を報告する。

5 生活指導委員会 委員長が招集し、議長となる。

構成 (1) 役員

任務 (1) 学校と家庭の緊密な連携を図る。
(2) 生徒の生活指導についての理解と協力を行う。

6 特別委員会 特定の目的を達成するために、役員会は特別委員会を設けることができる。

第9章 会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。

1 会費の額は別表の通りとする。

2 会長は、貧困、災害その他特別な理由により、会費の納入が困難と認められるときは、会費の全額もしくは一部を免除することができる。また、本校に兄弟姉妹が在籍している場合の弟妹にあたる者については、会費の半額を免除することができる。

3 本校職員は免除とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 会則の改正

第17条 本会の会則は、総会の出席者の過半数の賛同によって改正することができる。

第11章 雑則

第18条 本規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

本規約は、平成20年4月1日より改正し施行する。

住所表記は、平成19年5月1日より改正し施行する。

本規約は、平成22年4月1日より一部改正し施行する。

本規約は、平成27年4月1日より一部改正し施行する。

本規約は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。

本規約は、令和3年4月1日より一部改正し施行する。

本規約は、令和7年4月1日より一部改正し施行する。

別表（第 15 条関係）

区分／種別	P T A会費 (1 人年額)
全日制課程	9,600円
定時制課程	2,760円

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 関市立関商工高等学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) PTA会員及び本部役員等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報の管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行すること

対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報を第三者（第 1 2 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（第 1 2 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。

なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則

本規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

P T A会計補助規程

(1) 出張旅費等について

(出張旅費)

通常出張、校外巡回指導、研修に伴う旅費については関市職員の旅費に関する条例に準じて支給する。

(旅費算出方法)

旅費の算出については下記のとおりとする。

交通費

鉄道運賃	路程に応じた旅客運賃、急行料金、特急料金等により支給
航空運賃	路程に応じた現に支払った旅客運賃を支給
車運賃	路程に応じた1kmあたり20円を支給（高速道路等料金については状況を考慮する）

すべての出張（一夜につき）	
宿泊料	10,900円（宿泊料金については状況を考慮する）

(2) 補習等指導費について

(進路指導費)

休日の進学等に係わる生徒の指導において下記の規定により進路指導費より指導費を支給する。

(指導費算出方法)

指導費の算出については下記のとおりとする。

- 1 補習指導費
1時間 1,200円（ただし、上限を1日につき4時間とする。）
- 2 模擬試験の監督費
1時間 1,200円（ただし、上限を1日につき4時間とする。）

附 則

本規定は、平成20年4月1日より改正し施行する。

本規定は、平成22年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成26年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成27年5月1日より一部改正し施行する。

本規約は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。

本規約は、令和7年4月1日より一部改正し施行する。

P T A 慶弔規程

- 第1条 生徒の父母又は、これにかわる方が死亡したとき・・・・・・・・・・ 香典 10,000
淋見舞・弔電
- 第2条 生徒が死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 香典 20,000
淋見舞・弔電
生花・供物
- 第3条 会員の自宅が火災・風水害を受け焼失・流失したとき・・・・・・・・ 見舞 10,000
- 第4条 生徒が病気又や負傷のため7日間以上入院のとき（年度で1回）・・ 見舞 5,000
- 第5条 職員が死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 香典 10,000
淋見舞・弔電
- 第6条 非常勤職員のときは半額とする。
- 第7条 その他は必要に応じて適宜検討する。
- 第8条 会員の慶弔は渉外部で処理し、生徒の事故等についてはHR担任より渉外部まで申し出るこ
と。

附 則

本規約は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。
本規約は、令和7年4月1日より一部改正し施行する。